

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(道路課) 19
---	----------

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課) 19
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課) 20
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課) 20
○森林法による通知に代える公示(2件).....	(治山課) 21
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課) 22
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(調達課) 22

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(4件).....	23
----------------------------	----

道監査委員公表

○監査公表第8号.....	25
---------------	----

規 則

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

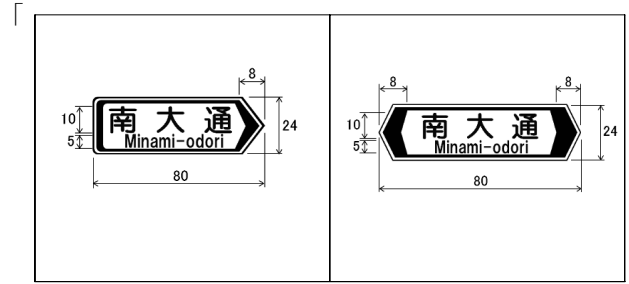
北海道規則第55号

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

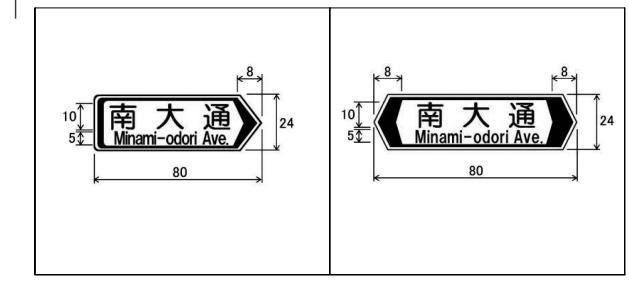
北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の案内標識の表中「(116の2)」を「(116の4)」に、「(116の3)」を「(116

の5)」に、「(116の4)」を「(116の6)」に、



を



に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第388号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、夕張土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 4. 14	理 事	佐々木 真 吾	夕張市沼ノ沢609番地2
同	同	同	加 藤 春 之	同 沼ノ沢9番地
同	同	同	原 和 彦	同 富野93番地2
同	同	同	高 木 貢	同 沼ノ沢249番地
同	同	同	工 藤 政 則	同 滝ノ上54番地5
同	同	監 事	白 田 弘 二	同 沼ノ沢260番地
同	同	同	谷 口 芳 昭	同 沼ノ沢302番地

退任	同	26. 4.13	理事	百瀬勝	同	滝ノ上40番地	(2) 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
同	同	同		加藤春之	同	沼ノ沢9番地	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
同	同	同		佐々木真吾	同	沼ノ沢609番地2		
同	同	同		後藤清巳	同	沼ノ沢2番地の3		
同	同	同		原和彦	同	富野93番地2		
同	同	監事		白田弘二	同	沼ノ沢260番地		
同	同	同		谷口芳昭	同	沼ノ沢302番地		
北海道告示第389号							北海道告示第391号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。							農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
平成26年5月16日							平成26年5月16日	
							北海道知事 高橋 はるみ	
認可年月日 土地改良区名							1 解除予定保安林の所在場所	
平成26. 4.30 なぐま土地改良区							古宇郡神恵内村大字珊内村769・772・825（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）	
同 遠別土地改良区							2 保安林として指定された目的	
同 26. 5. 1 美瑛土地改良区							土砂の崩壊の防備	
同 26. 5. 2 空知土地改良区							3 解除の理由	
同 江部乙土地改良区							指定理由の消滅	
同 26. 5. 8 北海土地改良区							(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)	
北海道告示第390号							北海道告示第392号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。							森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。	
平成26年5月16日							平成26年5月16日	
							北海道知事 高橋 はるみ	
1 保安林の所在場所							1 指定施業要件変更予定保安林	
礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ196の1（次の図に示す部分に限る。）、197、字ニシウエントマリ553の1、554							寿都郡寿都町（次の図に示す部分に限る。）	
2 指定の目的							の所在場所	
雪崩の危険の防止							2 保安林として指定された目的	
3 指定施業要件							魚つき	
(1) 立木の伐採の方法							3 変更後の指定施業要件	
ア 主伐は、択伐による。							(1) 立木の伐採の方法	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。							ア 主伐は、択伐による。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。							イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
							ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
							(2) 立木の伐採の限度	
							次のとおりとする。	
							(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
北海道告示第393号							北海道告示第393号	

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町・礼文郡礼文町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成26年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成26年北海道告示第294号
- (2) 所在が不明な者 金沢 亀吉、金沢 源作、金沢 光意智、金澤 由吉、河本 キミ、河本 才一郎、河本 戈一郎、小林 梅吉、清水 京子、仙場 末太郎、高井 清蔵、高田 敬之丞、高田 ツサ、田中 浅治、田中 常五郎、田中 良明、釧路 源太郎、中森 洋子、西田 政雄、西田 康夫、福島 茂、三浦 博康、宮田 才一、村上 勇、村上 勇夫、村上 市蔵、村上 卯三郎、村上 栄蔵、村上 喜之助、村上 敬作、村上 幸四郎、村上 千代作、村上 発雄、村上 もよ、村上 勇治、村上 善弘
- (3) 掲示場所 知内町役場
- 2(1) 通知の内容 平成26年北海道告示第328号
- (2) 所在が不明な者 苑原 直喜、滝田 武美
- (3) 掲示場所 礼文町役場

北海道告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成26年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成26年北海道告示第393号
- (2) 所在が不明な者 井田 定勝、田端 栄太郎、見澤 敏、竹島 末吉、竹島 敏夫、清水 正一、墨谷 昭治、上木 啓二、竹内 儀一郎、峨家 栄太郎、北島 島太郎、木谷 勝、上木 善市、寺崎 秀一、見澤 末太郎、赤坂 勝太郎、前田 栄助、上木 忠治、寺下 勝、青山 浅吉、青山 金一、墨谷 チヨ、岡本 治國
- (3) 掲示場所 利尻町役場
- 2(1) 通知の内容 平成26年北海道告示第393号
- (2) 所在が不明な者 石黒 興吉、石黒 ミヨ

(3) 掲 示 場 所 札文町役場

北海道告示第396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽東雲田堺小学校（I－1－122－659）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市東雲町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第397号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式
イ 調達台数及び調達予定枚数 35台及び1月当たり787,400枚
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成26年8月1日から平成29年7月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成26年5月16日から同年6月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局集中業務室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室調達課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階 北海道出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課）
- (2) 入 札 日 時 平成26年6月27日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月26日（木）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道出納局集中業務室調達課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 (2) 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011－204－5076 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 35 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 27, 2014 (If mailed, bids must arrive no later than June 26, 2014) C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5076	北海道教育庁石狩教育局告示第56号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年 5 月16日 北海道教育庁石狩教育局長 村 上 明 寛 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区） 一式 (2) 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区） 一式 (3) 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区） 一式 (4) 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区） 一式 (5) 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区） 一式 (6) 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式 (7) 特別支援学校校舎等清掃業務（G地区） 一式 2 落札を決定した日 平成26年 4 月 7 日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 キャリアフィット株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南1条東2丁目3番地2 (2)ア 氏 名 北海道千代田株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地 (3)ア 氏 名 株式会社東伸ビル管理 イ 住 所 札幌市北区北20条西4丁目2番2号 (4)ア 氏 名 東京美装北海道株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 (5)ア 氏 名 株式会社東洋実業 イ 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号 (6)ア 氏 名 極東警備保障株式会社 イ 住 所 旭川市永山北1条10丁目11番19号 (7)ア 氏 名 北陽ビルサービス株式会社 イ 住 所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1番27号 4 落札金額 (1) 3,745,440円 (2) 3,542,400円 (3) 2,678,400円 (4) 2,640,600円 (5) 1,771,200円
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	

(6) 1,761,939円

(7) 2,434,320円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月21日付け北海道教育庁石狩教育局告示第14号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年5月16日

北海道教育庁胆振教育局長 篠原正行

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) A重油その1（伊達・虻田地域） 330,000リットル

(2) A重油その2（室蘭A地域） 212,000リットル

(3) A重油その3（室蘭B・登別地域） 235,000リットル

(4) A重油その4（苫小牧A・白老地域） 111,000リットル

(5) A重油その5（苫小牧B地域） 153,000リットル

(6) A重油その6（安平・厚真地域） 56,000リットル

(7) A重油その7（むかわ地域） 57,000リットル

(8) 灯油その1（伊達・虻田地域） 42,000リットル

(9) 灯油その2（室蘭A地域） 43,000リットル

(10) 灯油その3（室蘭B・登別地域） 77,000リットル

(11) 灯油その4（苫小牧A・白老地域） 39,000リットル

(12) 灯油その5（苫小牧B地域） 47,000リットル

(13) 灯油その6（安平・厚真地域） 12,000リットル

(14) 灯油その7（むかわ地域） 15,000リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(3)まで

ア氏名 北海道エナジティック株式会社

イ住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

(2) 1の(4)から(7)まで及び(11)から(14)まで

ア氏名 苫小牧地方石油業協同組合

イ住所 苫小牧市元中野町4丁目1番5号

(3) 1の(8)から(10)まで

ア氏名 株式会社友和商事

イ住所 室蘭市中島町1丁目10番12号

4 落札金額

(1) 1の(1)から(3)まで

82.50円

(2) 1の(4)から(6)まで及び(11)から(14)まで

93.00円

(3) 1の(7)

95.00円

(4) 1の(8)から(10)まで

83.30円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月14日付け北海道教育庁胆振教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年5月16日

北海道教育庁胆振教育局長 篠原正行

1 落札に係る特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約（室蘭コース：青バス） 523回

(2) 北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約（登別コース：赤バス） 523回

(3) 北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約（伊達コース：黄バス） 523回

2 落札を決定した日

平成26年3月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 道南バス株式会社

(2) 住 所 室蘭市東町 3 丁目25番 3 号

4 落札金額

(1) 17,420円

(2) 17,700円

(3) 20,910円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年 2 月18日付け北海道教育庁胆振教育局告示第 4 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号

北海道教育庁上川教育局告示第43号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年 5 月16日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 91台 一式

(2) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 51台 一式

(3) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 21台 一式

(4) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 14台 一式

(5) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 252台 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 4 月 1 日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 1 の(1)

ア 氏 名 日立キャピタル株式会社

イ 住 所 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号

(2) 1 の(2)

ア 氏 名 日通商事株式会社

イ 住 所 東京都港区海岸 1 丁目14番22号

(3) 1 の(3)及び(4)

ア 氏 名 株式会社ソリューションセンター

イ 住 所 旭川市 3 条通 8 丁目842番地 1

(4) 1 の(5)

ア 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社

イ 住 所 東京都港区港南 2 丁目15番 3 号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 317,244円

(2) 198,288円

(3) 90,331円

(4) 80,221円

(5) 2,100,288円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した平成23年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成26年 5 月16日

北海道監査委員 丸 岩 公 充

北海道監査委員 佐々木 恵美子

北海道監査委員 飴 谷 長 藏

北海道監査委員 竹 谷 千 里